

防衛省職員採用試験受験案内

この試験は、自衛隊中央病院において勤務する臨床検査技師を採用するための試験です。

1 採用日

令和4年4月1日（予定）

2 採用職種、採用人員、勤務先及び職務内容

採用職種	採用人員	勤務先（所在地）	職務内容
臨床検査技師	1名	自衛隊中央病院 （東京都世田谷区池尻1-2-24）	臨床検査（輸血検査等）の実施、検査支援（採血等）、教育支援等

※ 採用後の人事管理は防衛省の方針によります。

3 応募資格

臨床検査技師の資格保有者（資格取得予定者を含む。）

次のいずれか一に該当する者はこの試験を受験することはできません。 (1) 日本の国籍を有しない者 (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3) 自衛隊法第44条の2（自衛官以外の隊員の定年の特例）に該当する者 （この選考による官職では、令和4年度中に60歳に達する者）

4 試験日、試験の種目及び試験地

試験日	試験の種目	試験地（所在地）
令和3年12月8日（水）	教養試験、専門試験 身体検査、口述試験	自衛隊中央病院 （東京都世田谷区池尻1-2-24）

※第2次試験日については、第1次試験合格者へ別途ご案内致します。

5 試験の種目及び内容

試験の種目	試験の内容
教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
専門試験	採用官職に必要な専門的知識についての筆記試験
身体検査	主として胸部疾患（胸部エックス線撮影含む）、尿、その他一般内科系検査
口述試験	人柄及び対人的能力等についての面接試験

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 事務官等応募票 2部（必要事項を記入し、写真（申込前6ヶ月以内撮影、脱帽、正面向き上半身のもの、縦4cm×横3cm、本人と確認できるもの。写真の裏面には氏名を記入）を貼ったもの。）

※ 写真が貼られていない場合又は写真が不鮮明等受験写真として不適当な場合は受理しません。

イ 最終学校の卒業証書の写し又は修業証明書 1部

※ 在学者は卒業見込み証明書を提出

ウ 臨床検査技師免許の写し 1部

※ 在学者は不要（取得後は提出）

エ 宛先を明記し、84円切手を貼った返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）

(2) 受付期間及び受付時間

令和3年11月8日（月）～令和3年11月26日（金）

注1：郵送によるお申し込みは、必ず簡易書留又は一般書留の取扱いをする郵便物とし、令和3年11月26日（金）必着のみ受け付けます。また、郵便局の「受領書」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいてください。

注2：持参によるお申し込みは、公募期間中の午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日を除く。）の間に受け付けます。

- (3) 事務官等応募票請求先及び提出先
自衛隊中央病院 総務部総務課職員班 採用試験担当 鎌田
〒154-8532 東京都世田谷区池尻1-2-24
(電話03-3411-0151 内線6125)

※ 郵便により請求する場合は、封筒の表に「事務官等応募票請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：縦33.2cm×横24cm）を同封して下さい。

※ 事務官等応募票は自衛隊中央病院ホームページからダウンロードできます。
(印刷時、必ず両面印刷にしてください。)

7 合格者の発表

- (1) 試験結果
令和4年2月以降
- (3) 発表方法
受験者全員に書面で通知します。なお、電話による問い合わせには応じられません。
※ 資格取得予定者が合格（内定）後、資格未取得となった場合は、採用は見送られます。

8 給与等

採用時の給与は、学歴・経験等により異なります。
次の表は、新規大学卒業者の例です。

適用俸給表	俸給月額	地域手当額	合計
医療職（二）2級1号俸	188,400円	37,680円	226,080円

注：この他、次の諸手当が支給されます。

- 扶養手当：扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円等
- 住居手当：借家（賃貸アパート等）に住んでいる者等に、月額最高28,000円
- 通勤手当：交通機関等利用者に、1ヶ月当たり最高55,000円
- 期末手当・勤勉手当：1年間の俸給などの約4.45月分
- その他：超過勤務手当等

9 勤務時間及び休暇

勤務時間は、原則として1日7時間45分、土・日曜日及び祝日等は休みですが、月1～2回程度の日夜勤があります。

休暇については、年次休暇は年20日（4月採用の場合、最初の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏期・結婚・出産・忌引・子の看護、ボランティア等）、介護休暇があります。

10 その他

- (1) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (2) 提出された書類等は一切返却できませんので、あらかじめご承知下さい。